

入札説明書

平成30年度資材単価調査業務に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 平成30年4月27日
- 2 契約担当者 京都府流域下水道事務所 所長 市田雅巳
- 3 担当部局 〒602-8570 長岡京市勝竜寺樋ノ口1番地
京都府流域下水道事務所総務室
電話番号 (075)954-1877
ファクシミリ番号 (075)955-2224
- 4 入札に付する事項
 - (1) 業務の名称及び数量
平成30年度資材単価調査業務 一式
 - (2) 業務の仕様等
別添「平成30年度資材単価調査仕様書及び平成30年度資材単価調査特記仕様書（以下「業務仕様書」という。）」のとおり
 - (3) 履行期限
平成31年3月25日。ただし、各成果品の提出は、特記仕様書による。
 - (4) 納入場所
業務仕様書に指示する場所
- 5 入札説明会の日時及び場所
入札説明会は実施しない。質問等がある場合は、書面（別紙様式6）により平成30年5月16日（水）午後4時までに、3に示す場所へ質問書をファックスで提出すること。
- 6 入札に参加することができない者
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- 7 入札に参加する者に必要な資格
入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。
 - (1) 公告に定める平成30年度資材単価調査に係る一般競争入札参加資格確認通知を受けているものであること。
 - (2) 7の(1)で定める一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
 - (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 府税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - イ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の1月1日をいう。以下同じ。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生手続の開始決定がなされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされてい

ない者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者

（ア） 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

（イ） 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

（ウ） 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

（エ） 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

（オ） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（カ） 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

（キ） 暴力団及び（ア）から（カ）までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

（ク） （ア）から（キ）までのいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者

カ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）

（4） 国、地方自治体、地方公社、地方独立行政法人又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する政令で定める法人（以下「国、地方公共団体等」という。）が発注する業務委託等で、平成27年4月1日以降に1契約で総数100件以上の土木資材単価調査等の実績があり、誠実に履行している者であること。

8 一般競争入札参加資格の審査

資格審査を受けようとする者は、申請書（別紙様式1）及び添付資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（1） 提出期間

平成30年5月10日（木）及び平成30年5月11日（金）

（2） 提出場所

3に同じ。

（3） 提出方法

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

提出は持参によることとし、郵送による提出は認めない。

（4） 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する商業登記事項証明書及び定款（写し可）

イ 取引使用印鑑届（別紙様式2）

ウ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状（別紙様式3）

エ 府税納税証明書又は府税に滞納がないことを示す書類

※ 府税に滞納がないことを証する書類としては、別添の「府税納税照明願」と「府税納税証明書」に必要事項を記載の上、府税事務所等にセットで提出すること。

オ 消費税及び地方消費税の納税証明書（書式その3、書式その3の2又は書式その3の3の

いずれか) (写し可)

カ 会社概要

キ 営業経歴書及び営業実績調書(別紙様式4、4-1)

ク 同種業務の実績調書(別記様式5)

※ 同種業務実績調書には、その契約概要欄で7の(4)の要件を満たしていることがわかるように記載すること。また、契約書(写)を添付すること。

(5) 確認通知

資格審査の結果については、平成30年5月15日(火)までに一般競争入札参加資格確認通知書(以下「結果通知書」という。)を郵便により発送する。

(6) その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

9 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

平成30年5月21日(月) 午後2時

長岡京市勝竜寺樋ノ口1番地

京都府流域下水道事務所2階北会議室

(2) 入札方法

ア 入札書(別紙様式7)は持参するものとし、郵送、電送等による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状(別紙様式8)を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示及び当該代理人の記名押印(外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。)をしておかなくてはならない。

ウ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に商号又は名称及び「平成28年度資材単価調査入札書在中」と朱書し、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。

エ 資格審査の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は2回までとする。

カ 審査結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

ク 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を持参により事前に提出すること。

(3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については、訂正できない。

(4) 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(6) 入札者は、入札説明書及び業務仕様書、契約書案、その他の添付書類(以下「仕様書等」という。)を熟知の上入札しなければならない。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業

者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 開札

ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員以外の者は入場することはできない。

(9) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する者の行った入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者

イ 申請書等を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者

ウ 委任状を持参しない代理人

エ 金額、名称若しくは商号、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者

カ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者

キ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者

ク その他入札に関する条件に違反した者

(11) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

イ 落札者が落札決定通知のあった日から7日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

10 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

11 入札保証金

免除

12 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

13 契約保証金

免除

14 契約書の作成の要否

要する。

15 その他

- (1) 1 から 14 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことがある。
- (3) 入札者は、入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。